北関東防衛局達第17号

改正 平成20年 4月28日北関東防衛局達第15号

平成21年 3月31日北関東防衛局達第13号

平成23年 4月 1日北関東防衛局達第11号

平成23年12月19日北関東防衛局達第28号

令和 5年10月10日北関東防衛局達第 7号

隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第66 号)第23条の規定に基づき、北関東防衛局における身分証明書の取扱いに関する達 を次のように定める。

平成19年9月1日

北関東防衛局長 德地秀士

北関東防衛局における身分証明書の取扱いに関する達

(通則)

第1条 北関東防衛局職員(以下「職員」という。)の身分証明書の取扱いについては、この達の定めるところによるものとする。

(身分証明書の所持)

- 第2条 職員(自衛官を除き非常勤職員を含む。以下同じ。)は、常に身分証明書を所持し、正当な理由で提示を求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 2 職員は、身分証明書を亡失し、又は汚損しないよう十分注意し、かつ、他人に貸 与し、又は譲渡してはならない。

(発行責任者)

- 第3条 身分証明書及び臨時身分証明書の発行事務の責任者は、北関東防衛局総務部長(以下「発行責任者」という。)とする。
- 2 発行責任者は、身分証明書及び臨時身分証明書の発行及び管理に関する事務を行うときは、補助者を総務課員の中から指定し、これを行わせることができる。

(身分証明書の発行)

第4条 発行責任者は、訓令に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると

きは、速やかに身分証明書を発行するものとする。

- (1) 採用、転任等により新たに職員となったとき
- (2) 個人番号カードの交付を受けたとき
- 2 身分証明書利用者は、マスキングカードの貸与を受けたときは、直ちにマスキングカードのサインパネル欄に自署にて氏名を記入し、カードケースに個人番号カード及びマスキングカードを格納するものとする。
- 3 発行責任者は、身分証明書を発行する場合において、個人番号カード記載と異なる姓を使用する職員に対し、訓令第23条第4項の規定の例によりマスキングカードを貸与するものとする。

(身分証明書を亡失し、又は損傷した場合の取扱い)

第5条 身分証明書利用者は、身分証明書を亡失し、又は損傷した場合は、速やかに発行責任者に対し、別記第1号様式の亡失・損傷報告書を提出しなければならない。2 発行責任者は、前項の規定により報告書の提出を受けた場合は、必要に応じて、直ちに身分証明書を亡失した身分証明書利用者(以下「亡失利用者」という。)の身分証明機能の失効に必要な措置を講じなければならない。3 発行責任者は、第1項の規定により報告書の提出を受けた場合は、必要に応じて、新たにマスキングカード及びカードケースを貸与するものとする。4 発行責任者は、亡失した身分証明書が発見された場合には、亡失利用者に対し、別記第2号様式の発見報告書を提出させるものとする。この場合において、新たに個人番号カードに身分証明機能を付与する以前であれば、第2項の規定による失効情報の登録を解除できるものとする。

(マスキングカード及びカードケースの返納等)

- 第6条 身分証明書利用者は、次の各号に掲げる場合には、直ちにマスキングカード 及びカードケースを発行責任者に返納しなければならない。ただし、第1号に掲げ る場合において、身分証明書利用者が北関東防衛局で引き続き任用される場合にお いては、当該身分証明書を引き続き使用することができるものとする。
- (1) 身分証明書利用者が退職した場合
- (2) 身分証明書利用者が身分証明書の発行権者を異にする異動をし、異動先で新たに身分証明書を交付された場合
- (3) 身分証明書利用者が他府省等に出向(併任を除く。) した場合
- (4) 新たにマスキングカード又はカードケースを貸与された場合
- 2 発行責任者は、前項第1号の規定により返納を受けた場合は、直ちに身分証明機能の失効に必要な措置を講じなければならない。

(失効情報の登録の依頼)

第7条 発行責任者は、機関等の発行権者から個人番号カードの身分証明機能の失効 依頼を受けた場合は、直ちに身分証明機能の失効に必要な措置を講じなければなら ない。

(臨時身分証明書)

- 第8条 発行責任者は、訓令第23条第7項の規定に基づき、職員から別記第3号様式の臨時身分証明書の発行申請を受けた場合は、別記第4号様式に規定する臨時身分証明書を発行するものとする。
- 2 職員は、身分証明書の交付を受けたときは、速やかに臨時身分証明書を返納しなければならない。

(臨時身分証明書を亡失し、又は損傷した場合の取扱い)

第9条 臨時身分証明書の交付を受けた職員が臨時身分証明書を亡失し、又は損傷した場合の取扱いについては、第5条の規定の例による。

附則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成20年4月28日北関東防衛局達第15号)

この達は、平成20年4月30日から施行する。

附 則(平成21年3月31日北関東防衛局達第13号)

- 1 この達は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際に現に存する身分証明書は、当分の間、使用できるものとする。 附 則(平成23年4月1日北関東防衛局達第11号)
- この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月19日北関東防衛局達第28号)

この達は、平成24年1月1日から施行する。

附 則(令和5年10月10日北関東防衛局達第7号)

この達は、令和5年10月10日から施行する。

年 月 日

北関東防衛局総務部長 殿

所 官 職 氏 名

亡失・損傷報告書

記

(理由)

注1:理由欄には、亡失、損傷の日時、場所、経緯及び亡失の場合は亡失後に採った措置について記載すること。

注 2:臨時身分証明書損傷の場合は、その損傷した臨時身分証明書を提示すること。

年 月 日

所属部課長等 職 名 氏 名

年 月 日

北関東防衛局総務部長 殿

所 官 職 氏

発見報告書

私は、 年 月 日に亡失報告をした (臨時身分証明書) について発見しましたので報告いたします。

記

注:発見の日時・場所等の状況を詳細に記載する。

年 月 日

所属部課長等 職 名 氏 名

年 月 日

北関東防衛局総務部長 殿

所 官 職 氏

臨時身分証明書の発行について

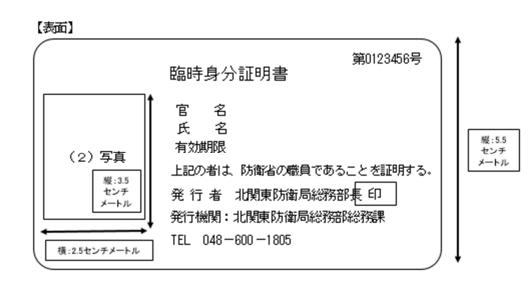
私は、下記理由により臨時身分証明書の発行を申請いたします。

記

(理由)

年 月 日

所属部課長等 職 名 氏 名



【裏面】

横:8.5センチメートル

- (6) 生年月日:昭和〇〇年〇月〇日
- (9)注意事項

○他人への貸与・譲渡は行わないこと。 ○マイナンバーカードを取得した場合は、速や

かに発行機関へ返却すること。 〇紛失時は、表面記載の発行機関まで速やかに届けること。

けること。 ※このカードを取得した方は、ご面倒でも表面の 発行機関までご連絡ください。